

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和7年2月14日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 公聴会の期日

令和7年2月20日（木）午後2時00分から

2 公聴会の場所

御殿場市役所本庁舎3階大会議室（御殿場市萩原483番地）

3 許可しようとする建築物の計画

建 築 場 所	静岡県御殿場市川島田字石原坂395-4、395-11	
用 途 地 域	第二種中高層住居専用地域	
建築物概要	用 途	店舗併用住宅（クリーニング取次店及びドライクリーニング工場）
	構 造	木造
	規 模	2階建て 延べ面積175.99㎡

4 当事者の住所及び氏名

静岡県御殿場市川島田395-4

尾田 恭成